平成２１年度 第１回 新潟市地域包括支援センター運営協議会　議事概要

日　時：　平成 21 年 11 月 26 日（木）午後 3 時～
場　所：　新潟市役所第２分館６階　２－６０２会議室

（出席委員（五十音順））

石原美由紀委員　岩橋康夫委員　上村和雄委員　神成康一委員　木南直之委員
木滑孝一委員　齋藤忠雄委員　土田孝子委員　藤本綾子委員　細道奈穂子委員
堀田利雄委員　松島欣子委員　簗取多喜子委員　山田豊委員　吉田淳子委員
渡邊英昭委員

（事務局：高齢介護課）

高橋豊課長　佐藤敏宏課長補佐　星正文室長　藤野政夫係長　星野千恵子係長

次　第

１　開　会　　（略）

２　委嘱状交付　　（略）

○　鈴木利幸委員，高橋フミエ委員，仁多見浩委員，樋熊紀雄委員が欠席。

○　会議録の作成，会議の公開について承認あり。

３　議　事

（１）会長選出，副会長指名（概　要）

○　会長については，委員より介護保険事業計画策定委員会の委員長に就任願いたい旨の発言があったことから，これを踏まえ，各委員の了承をもって齋藤委員を会長に選出。

○　齋藤会長の指名により，木南委員を副会長とした。

【４　議　事　（２）より】

（司　会）

早速，齋藤会長から議事の進行をお願いいたします。

（齋藤会長）

それでは，運営協議会を開会させていただきます。議事の（２）各地域包括支援センターの活動

状況について，事務局から説明をお願いいたします。

（星室長）

それでは，（２）の説明をいたします。私は先ほど課長からお話がありました地域支援室の星といいます。よろしくお願いいたします。

資料１をご覧になっていただきたいと思います。「平成 20 年度地域包括支援センターの活動状況について」でございます。地域包括支援センターの業務としては，大きく四つに分かれています。一つは総合相談支援業務，二つ目は権利擁護業務，それから三つ目は包括的・継続的ケアマネジメント業務，四つ目として，介護予防ケアマネジメント業務の四つの業務となっております。その活動状況報告としまして，平成 20 年度の 26 の地域包括支援センターの取りまとめということでご説明させていただきます。資料１の６ページから 14 ページまでが具体的な数字になっています。それを取りまとめているのが１ページから５ページまでになります。

まず，１点目の総合相談支援業務でございます。この相談業務については，地域の高齢者の実態，それから必要な支援等を幅広く把握すること。それから，その実態を把握した中で，個々の高齢者の問題について，地域保健医療，福祉サービス等の利用につなげる支援を行うという業務でございます。今回，相談件数（対象者別）については，地域住民からの相談については約 9,000 件，その他関係機関からの相談については約 6,000 件という大きな伸びを示しております。これは３年間，地域包括支援センターの活動をやってきて地域の中に認知されてきたということでとらえております。次に，誰からどういう方法で相談を受けたかということでございますが，まず圧倒的に多いのは電話でございます。電話については約８万 5,700 件になります。その次に多いのが訪問ということで，地域包括支援センターの職員自らが高齢者やその家族の家などに行って相談されるということでございます。次のページをはぐっていただきまして，その割合ですが，圧倒的に多いのは電話，平成 20 年度については 59%となっております。それから訪問が 32%という結果になっております。

２番目の業務として，権利擁護業務でございます。具体的には成年後見制度に関する相談支援，高齢者虐待等の対応，消費者被害に関する相談対応等の業務でございます。グラフをご覧のとおり，まず，虐待の件数が約 100 件増えております。それから，割合として大幅に増えているのが成年後見制度の活用相談であり，200 件増えているという現状があります。このような状況については，地域包括支援センターが地域の皆さんから気軽に相談ができる，身近な場所というような感覚で認知されてきている結果ではないかと思っています。

３番目について，包括的・継続的ケアマネジメント業務でございます。これについては，高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう，地域のさまざまな関係機関が連携し，継続して関わりを持ち高齢者を支援していくといった業務でございます。関係機関等の情報交換・情報共有活動回数のグラフから分かりますが，平成 19 年度と比較すると医療機関との連絡調整が 460 件ほど増え

ております。それから地域の民生委員児童委員，老人クラブの方も含めてですが，そういった地域の皆さんとの連絡調整，情報共有が 136 件増えております。この辺につきましても，先ほど申し上げたとおり，地域包括支援センターが地域の中に入り込んできている状況があると思います。また，地域の高齢者が安心して地域で生活していくための地域ネットワークを作るためにいろいろな活動を地域包括支援センターでやっています。３ページの下に書いてあります地域ケア会議の開催，それから包括主催の研修会・説明会，これは各自治会など地域の茶の間に出かけていきまして，いろいろな制度の説明ということでございます。それから，地域包括支援センターのスキル向上のための研修会もやっております。

次に４ページです。地域包括支援センターの役割として，ケアマネジャーの支援ということで，このケアマネジャーが抱えている困難事例を各関係の機関と連携しながら解決していくという業務がございます。これについては，平成 19 年度と比べて横ばいという状況になっております。

最後の介護予防ケアマネジメント業務でございます。これについては，まず，予防給付ケアプランについては，グラフのとおり 700 件近く増えています。特定高齢者事業の部分については，先ほど計画の中にございましたように，実際に事業に結びつくというのはまだまだ多くの課題があってあまり伸びておりませんが，それぞれ地域包括支援センターでは特定高齢者については，訪問等行っていく中で介護予防事業に結びつけていくという実情でございます。簡単ではございますが，説明をさせていただきました。

（齋藤会長）

地域包括支援センターの活動状況について説明していただきました。これにつきまして，ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは，（３）に移らせていただきます。各地域包括支援センターの業務評価の実施結果についての説明を事務局からお願いいたします。

（星野係長）

高齢介護課地域支援室の星野と申します。私から，資料２，３，４についてまとめてお話しさせていただきたいと思います。

まず，資料２の「新潟市地域包括支援センター業務評価の実施結果について」です。これについては，平成 19 年度に初めて行いまして，今回，２回目の事業評価となります。今年は平成 21 年８月 25 日から 10 月 14 日に区の職員と地域支援室とで各地域包括支援センターを一緒に回らせていただきました。実施方法については，まず法人で自己評価をして，そのあと市の評価ということで，これは面接にて行っております。

内容については，ページ数が誤っており４から 11 ページですが，そちらに業務評価表を参考資料

として添付してございますので，内容についてはご覧いただいているかと思います。小項目１から 13 について，先ほどの四つの大きな業務があるという中で，細かく分けまして，13 項目について評価させていただいてあります。評価表をご覧いただいて，結果の説明をさせていただきます。結果の表については，資料３を一緒に見ていただきたいと思います。

業務評価を実施したセンターについては，平成 20 年度の 26 センターのうち 24 センターとさせていただきました。南区の２センターについては平成 20 年度で終了となり，新しい事業計画作成がなかったということで比較する集計からは除外してあります。総合評点の分布については，資料３の表をご覧ください。縦の一番左側に総合評点という網かけの部分がありますけれども，これが合計点になっております。自己評価がその右側にありますけれども，そこに３をかけて換算，さらに右側に市の評価点数に７をかけて換算，それを足した 650 点が満点となっております。その中身については，資料２の１ページにあるように，520 点以上が今年は 14 か所，達成 80%という部分です。455 点以上が８か所，390 点以上が２か所。平成 19 年度と比較しますと，520 点以上の地域包括支援センターが増えておりまして，全体的に評価が上がっている状況が見えると思います。

２ページに移っていただきまして，資料３の網かけの左側の一番下から２番目，526 点という平均点が出ておりますが，これもやはり平成 19 年度と比較して増加しているという状況です。最高と最小の差についても平成 19 年度よりも縮まってきておりますし，最小点数も上がっているということで，全体としておおむね適正な運営がされているのではないかと考えております。

表をご覧いただきますと，小項目１から 13 の平均点が横列，下から２番目，網かけの部分ですが，全地域包括支援センターの平均点が出ております。最高が 4.6 点ということで，小項目５の「職員の資質向上の取り組み」，小項目８の「権利擁護の啓発」です。最小のところは 3.8 という数字などが見て取れますが，５項目ありました。小項目でいいますと２，６，７，11，12 というところですが，この辺についてはまだ課題があり，今後継続した取り組みがさらに必要だろうと思われるところですが，その下のかなり伸びた項目ということで４項目あったのですけれども，その中に 11 番と 12 番が入っています。地域の中に入り込んだ活動，先ほどの統計の中にも出ておりましたが，特定高齢者への対応にも力を入れてきているというところがあります。細かい数字については資料３をご参照ください。

以上，評価点の結果を見てみましたが，これで地域包括支援センターのすべての活動を表現できるものではなく，できているところとできていないところを点検しながら，できていないところについてはさらに取り組みましょうというツールということで実施させていただいております。

点数に表れない活動の状況ということで，３ページに各項目の主な内容を挙げさせていただきましたので，ご覧いただきたいと思います。簡単に紹介させていただきます。大項目Ⅰ，小項目の１から５ですが，各地域包括支援センターを回って感じたのが地域包括支援センター内での連携，そして区の中での地域包括支援センター同士の連携などを工夫して取り組まれているということです。

活動をまとめ，次の活動計画を作成するという継続した考え方を経年的に取り組むということを今後期待したいところです。

大項目Ⅱについては，相談件数が全体ではかなり伸びてきているのですが，相談件数が減少した地域包括支援センターが幾つかありました。小項目６がかなり低い地域包括支援センターがあったのですが，６については相談件数で評価している関係上，その評価基準が適切なのかということで，見直しが必要なのではないかと考えておりますし，統計の取り方なども再検討するべきなのではないかと考えています。

大項目Ⅲについては権利擁護です。これも区内の地域包括支援センターが協力していろいろな取り組みや工夫されていると思います。取り組みの例を挙げさせていただきました。

大項目Ⅳについては，ケアマネジャー支援，ケア体制づくりということで，事例検討会，ケアマネジャーを対象とした勉強会ですけれども，かなり定着してきております。小項目 11 は平均点が 3.8 で低いのですが，前年に比べて伸びてきています。

大項目Ⅴについては，先ほど介護予防の特定高齢者関係の訪問相談ということで，事業参加率が低い状況ではあるのですが，主治医との関わりを工夫したりする取り組みが見られるところです。

大項目Ⅵについては，地域の多くの組織の方々と関係を深めていることが分かります。

最後に，資料４です。平成 21 年度現在，地域包括支援センターは 27 センターありますけれども，その中で二つ事務所の移転がございましたので報告させていただきます。一つ目が，地域包括支援センター姥ヶ山，８月１日からの移転です。今まで姥ヶ山にありましたが，地図で見ていただきまして，圏域の中央部分に移動してきたというところでございます。電話番号，ＦＡＸ番号が変わっておりますので，ご確認ください。

もう一つが，北区の地域包括支援センター阿賀北です。ここについては，10 月５日から変更となっております。今まで，特別養護老人ホーム愛宕の中にあったのですが，隣の部分の松潟の園の敷地内に特別養護老人ホームから独立して事務所を設置したということです。電話番号は変わらず，ＦＡＸ番号だけ変わっております。これについては各区，または地域包括支援センターで関係の方々に周知しております。以上，報告させていただきました。

（齋藤会長）

ありがとうございました。

業務評価の実施結果について説明していただきましたが，これについて何かご質問等ございませんか。

（山田委員）

資料２の２ページの総合評価の点数ですが，最高評価点が 594 点となっていて，阿賀北ですよね。

ところが，こちらの評価実績を見ると，にいつ日宝町が 603 点になっているのですけれども，これは単純な間違いであると思うのですけれども。

（星野係長）

表の方が正しいので，修正させていただきます。

（齋藤会長）

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは，次の（４）その他に移らせていただきます。事務局から何かありますでしょうか。

（高橋課長）

事務局から一点ございます。資料はこれから配付させていただきますが，担当地域包括支援センターの変更の検討を迫られておりますので，それについて皆様方に情報提供させていただきまして，次回以降，これについて正式な案件として提案させていただこうかと考えております。

「担当地域包括支援センターの変更について」，追加資料ということでご覧いただきたいと思います。地域包括支援センターにつきましては，中学校区を範囲といたしました日常生活圏域を基本としまして，その日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの圏域担当を決定させていただいているところでございます。区割りと中学校区という部分については必ずしも一致していないという状況でございますが，一部，生活実態と離れた地域包括支援センターが担当する状況の地域があることから，日常生活圏域と地域包括支援センターの担当の変更が必要ではないかと事務局は考えているところでございます。

日常生活圏域の変更につきましては介護保険事業計画の中で位置づけられておりますので，この計画の変更の可能性を私どもは考えていかなければならないという状況でございまして，これについて，計画の変更は必要があるかないかということで，新潟県と調整を行っている段階でございます。今回については，情報提供，さらにはご意見をお聞きしながら，次回，議案として提案させていただきたいと考えています。

以下，変更の対象でございますが，中央区高美町でございます。図面を添付させていただきましたので，ご確認いただければと思います。北側が左になりますが，ちょうど鳥屋野潟の下の方にございます，蛍光ペンで塗ってあるかと思いますが，ここが中央区高美町でございます。中央区の下水処理場，それから女池インターから新潟中央インターチェンジに向けての道路の脇でございます。そこのところに上から太線が引かれておりますが，これが江南区と中央区の行政区の境を表示しているものでございます。したがいまして，右が江南区，左が中央区という行政区になっております。

この中央区高美町でございますが，現在，曽野木中学校区の圏域になっております。したがいま

して，担当が地域包括支援センター曽野木両川，日常生活圏域については曽野木・両川中学校区圏域という位置づけになっております。また追加資料に戻っていただきますと，現状でございますが，現在，曽野木中学校区となっておりますが，これについては学区外通学の小・中一部認可地域の指定ということで，中央区の鳥屋野小学校・上山中学校にこの地域の児童生徒は通学しております。また，民生委員，児童委員についても中央区の委員が担当しているということ，それから自治協議会も中央区であるということで，自治会からも日常生活圏域見直しの要望が出されておりまして，こういう現状であれば，本来であれば計画策定の中で平成 24 年度以降というのが原則でございますが，やはり速やかに日常生活圏域を変更した方がいいのではないかと考えておりまして，変更時期については平成 22 年４月１日を考えているところでございます。

変更ということでございますので，下に日常生活圏域の考え方というのは四角囲みの中で挙げているところでございます。まだ新潟県との調整が終わっていませんので早々に結論は出せない状況でございますが，こういった実態を踏まえますと，速やかな変更を事務局としては考えているということでございます。皆様方にこの現状をお示ししながら，もしこの場にてご意見がございましたら，承って次回のこの会においてそれらを踏まえた上でのご提案をさせていただきたいと考えております。

日常生活圏域については策定委員会で議論するものと権限上なっておりますし，地域包括支援センターの担当区域についてはこの運営協議会での審議対象になるところですので，両方で確認していただかなければならないという案件でございます。以上でございます。

（齋藤会長）

ありがとうございました。地域包括支援センターの変更についての説明がございましたが，何か質問等ございますか。

ほかに事務局から何かございますか。

（高橋課長）

これ１件でございます。

（齋藤会長）

分かりました。それでは，これで今日の議題はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

４　閉　会　（略）